

平成27年5月 川棚町議会臨時会会議録

(第1日目)

平成27年5月12日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山	口	栄	治
書 記	小	林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山	口	文	夫
副 町 長	山	口	誠	実
教 育 長	古	賀	信	雄
総務課 長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課 長	大	川	豊	文
地域政策課 長	野	上	英	了
税 務 課 長	中	尾		剛
健康推進課 長	成	富	浩	樹
会 計 課 長	三	岳		昭
住民福祉課 長	山	中	美	由紀
農林水産課 長 兼農業委員会事務局長	太	田	啓	寛
建 設 課 長	照	本	茂	法
ダム対策室 長	福	田	多	肥
水 道 課 長	廣	田	洋	一
教 育 次 長	吉	永	文	典
行 政 係 長	荒	木	俊	行

議事日程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第 1 号 議長選挙
- 第 3 選挙第 2 号 副議長選挙
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 常任委員の選任
- 第 8 議会運営委員の選任
- 第 9 選挙第 3 号 東彼地区保健福祉組合議会議員選挙
- 第 10 選挙第 4 号 長崎後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 第 11 承認第 1 号 専決処分の承認（平成 26 年度川棚町一般会計補正予算（第 9 回））
- 第 12 承認第 2 号 専決処分の承認（平成 26 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 13 承認第 3 号 専決処分の承認（平成 26 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 14 承認第 4 号 専決処分の承認（平成 26 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 15 承認第 5 号 専決処分の承認（平成 26 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 16 承認第 6 号 専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 17 承認第 7 号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 18 承認第 8 号 専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第 19 同意第 2 号 川棚町監査委員の選任について同意を求める件
- 第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議会事務局長 おはようございます。議会事務局長の山口です。

これから、臨時会の開会となりますが、本臨時会は、川棚町議会議員一般選挙後の初めての議会、初議会であります。

初議会におきましては、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で最年長の議員が、臨時議長として議長の職務を行うこととなっております。

年長の、久保田和恵議員をご紹介します。久保田和恵議員、議長席へお願いします。

臨時議長 ただいま、紹介されました、久保田和恵でございます。

地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終了するまで、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いします。

臨時議長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は、14名です。定足数に達していますので、平成27年5月川棚町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

臨時議長 初議会の招集にあたり、町長の挨拶を受けたいと思いましたが、提出案件などに関しましては、議会構成が固まり、審議に入ります前に、再度、その時間を設ける予定でありますので、申し添えます。

町長 皆様おはようございます。本日、ここに平成27年川棚町議会5月臨時会を召集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、4月の26日に執行されました任期満了に伴う川棚町議会議員一般選挙におきまして、見事ご当選をされました議員の皆様方に、改めて心からお喜びを申し上げます。まことにおめでとうございます。

本日の臨時会は、一般選挙後初の臨時議会で、地方自治法第102条第3項の規定によりまして招集をしたところでございます。

本日はこの後、正副議長を始め各常任委員会等の正副委員長の選任が予定

されておりますが、これまでより議員定数を2名減らしての議会運営となり、議員の皆様方には、住民からのさらなる期待と関心が寄せられていることと存じます。

結びに、川棚町議会のますますのご発展と、議員皆様方の今後4年間のご活躍を心から祈念申し上げ、改選後初の議会開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長 どうもありがとうございました。これから先は、議長選挙など、議会構成へと移りますので、しばらく休憩をいたします。

(10:03)

(…休憩…)

(10:09)

臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

臨時議長 日程第1、「仮議席の指定」を議題とします。

議席は、川棚町議会会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることになっております。仮議席は、副議長の選挙が終わるまで、ただいま御着席の議席とします。

臨時議長 次に、日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第1項等の規定に基づき、投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場出入口閉鎖)

(10:10)

臨時議長 ただいまの出席議員は14名であります。次に、立会人の指名をいたします。

川棚町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀池浩議員と村井達己議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

「なし」の声あり

臨時議長 投票用紙の配布漏れなしと認めます。立会人は、投票箱を点検願います。

(投票箱点検)

臨時議長 投票箱は異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

事務局長が、議席番号と指名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長 点呼いたしますので、町長席の方から投票箱の方にお進みいただき、投票をお願いします。

1番、堀池浩議員。2番、村井達己議員。3番、福田徹議員。4番、堀田一徳議員。5番、小谷龍一郎議員。6番、高以良壽人議員。7番、山口隆議員。8番、毛利喜信議員。9番、波戸勇則議員。10番、初手安幸議員。11番、小田成実議員。12番、三岳昇議員。13番、田口一信議員。14番、久保田和恵議員。

(…投票…)

臨時議長 投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

臨時議長 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これより、開票を行います。堀池浩議員と村井達己議員、開票の立ち会いをお願いします。

(…開 票…)

臨時議長 投票の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 13 票、無効投票 1 票、有効投票のうち、初手安幸議員 8 票、村井達己議員 5 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって、初手安幸議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場出入口開放)

(10 : 23)

臨時議長 ただいま議長に当選されました初手安幸議員が議場におられます。川棚町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

初手議員 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまの議長選挙におきまして、当選の告知を受け、責任の重さを感じているところでございます。まだまだ未熟ではございますが、議長の職を謹んでお受けいたしたいと思っております。今の川棚町は、多くの課題を抱えておりますが、今までの経過等を踏まえ、これからのまちづくりに取組んでいくべきというふうに考えているところでございます。そのためにも、議論の深まる議会、そしてまた、今日まで取組んできた議会活性化等を積極的に進めていき、住民の負託に応えていくことが、これからの議会の役割というふうに認識いたしております。どうか、議員の皆さま方の更なるご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

臨時議長 それでは、初手安幸議長。どうぞ、議長席におつき願います。これをもちまして、臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(10 : 27)

(…休 憩…)

(10:28)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。お手元に配布されております「追加議事日程（第1号追加の1）」を、日程に追加することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。

したがって、「追加議事日程（第1号追加の1）」を日程に追加することに決定いたしました。

議 **長** 追加日程第1、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第1項等の規定に基づき、投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場出入口封鎖)

(10:28)

議 **長** ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人の指名をいたします。川棚町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀池浩議員と村井達己議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

議 **長** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 投票用紙の配布漏れなしと認めます。

立会人は、投票箱を点検願います。

(投票箱点検)

議 _____ **長** 投票箱は、異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長 点呼します。1番、堀池浩議員。2番、村井達己議員。3番、福田徹議員。4番、堀田一徳議員。5番、小谷龍一郎議員。6番、高以良壽人、7番、山口隆議員。8番、毛利喜信議員。9番、波戸勇則議員。11番、久保田和恵議員。12番、小田成実議員。13番、三岳昇議員。14番、田口一信議員。10番、初手安幸議員。

(…投票…)

議 _____ **長** 投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 投票漏れなしと認めます。これで、投票を終わります。

これより開票を行います。堀池浩議員と村井達己議員、開票の立ち会いをお願いします。

(…開票…)

議 _____ **長** 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票なし、有効投票のうち、村井達己議員9票、田口一信議員2票、毛利喜信議員1票、福田徹議員1票、山口隆議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、村井達己議員が副

議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

(議場出入口開放)

(10:41)

議長 ただいま、副議長に当選されました村井達己議員が議場におられます。川棚町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。当選人の発言を求めます。

村井議員 ただいま副議長の当選の告知をいただきました村井です。

私は、副議長の職務は全面的な議長のサポートが大事だと捉えております。今期は、初めての本町議会14名構成という中で、いろいろな課題、問題を抱えて議会運営をされるわけですが、先ほど就任をされました初手議長におかれましては、これまで以上に大変ご苦労されるかなと想定しております。そういった中で、私は本当に微力でありますので、皆様もご心配をされる向きもあろうかと思いますが、私は全力で議長をサポートし、スムーズな議会運営の一役を担えればと思っておりますし、さらに本町議会の活性化と発展に努めていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様ご協力のほどをよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:43)

(…休憩…)

(11:16)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 追加日程第2、「議席の指定」を行います。

川棚町議会会議規則第4条の規定により、議員の議席は、一般選挙後、最初の会議において議長が定めることとなっておりますので、議席は、配布した議員名簿のとおり指定いたします。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。

ただいま指定しました議席へ移動をお願いします。

(11:16)

(…休憩…)

(1 1 : 1 8)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、追加日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、山口隆議員及び田口一信議員を指名します。

議 長 次に、追加日程第4、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 1 8)

(…休 憩…)

(1 3 : 1 2)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、追加日程第5、「常任委員の選任」を行います。

本町議会では、川棚町議会委員会条例におきまして総務厚生委員会、産業建設文教委員会の2常任委員会を設け、各常任委員会の定数を7人以内と定めております。

常任委員の選任につきましては、同条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することとなっております。

なお、議長の常任委員への就任については、同条第1項ただし書きの例外規定により、見送る取り扱いとします。

議 長 お諮りいたします。

常任委員の選任については、総務厚生委員に、三岳昇議員、毛利喜信議

員、堀池浩議員、波戸勇則議員、福田徹議員、村井達己議員を、産業建設文教委員に、山口隆議員、田口一信議員、久保田和恵議員、堀田一徳議員、小谷龍一郎議員、高以良壽人議員、小田成実議員をそれぞれ指名したいと思います。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

(1 3 : 1 3)

議 _____ **長** 次に、追加日程第 6、「議会運営委員の選任」を行います。

川棚町議会委員会条例第 4 条の 2 により、議会運営委員会の定数は 6 人となっております。委員の選任につきましては、川棚町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りします。議会運営委員の選任については、山口隆議員、三岳昇議員、毛利喜信議員、高以良壽人議員、小田成実議員及び福田徹議員を指名したいと思います。これに、異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(1 3 : 1 4)

(…休 憩…)

(1 3 : 2 2)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定しました旨の通知を受けましたので、報告します。

総務厚生委員長に毛利喜信議員、副委員長に波戸勇則議員、産業建設文教

委員長に山口隆議員、副委員長に堀田一徳議員、議会運営委員長に三岳昇議員、副委員長に小田成実議員、以上のとおりであります。

議 _____ **長** 次に、追加日程第7、選挙第3号「東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙」を行います。

東彼地区保健福祉組合議会議員については、東彼地区保健福祉組合同規約第5条第2項の規定により、「各町の議長の職にある者に加え、議会において選挙された者3人をもってあてる」と規定されております。

したがって、議長を除く3人の議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙による議員に村井達己議員、毛利喜信議員、波戸勇則議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名しました議員を、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙の当選人とすることに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、東彼地区保健福祉組合議

会議員の選挙において、村井達己議員、毛利喜信議員及び波戸勇則議員が当選をされました。

ただいま、東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました村井達己議員、毛利喜信議員及び波戸勇則議員が議場におられますので、本席から川棚町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(13:25)

議 長 次に、追加日程第8、選挙第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

この議員については、長崎県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、各市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙することになっており、選挙すべき議員の数は、同条例第2項の規定によって川棚町議会の場合は、1人となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りします。指名については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、初手安幸を指名いたします。

お諮りします。私、初手安幸を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、私、初手安幸が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

(1 3 : 2 7)

議 長 なお、このほかに町長から依頼がありました川棚町都市計画審議会委員等について、お諮りいたします。

川棚町都市計画審議会委員に、村井達己議員、久保田和恵議員、堀田一徳議員及び堀池浩議員を、川棚町民生委員推薦会委員に毛利喜信議員を推薦したいと思います。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を各委員に推薦することに決定をいたしました。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 3 : 2 8)

(…休 憩…)

(1 3 : 5 2)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、初議会による議会構成が済みしましたので、町長から提出案件の内容を含め、再度、あいさつを受けたいと思います。

町 長 本臨時会における、これからの議案審議をお願いするにあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

先ほど、議会におかれましては、正副議長を始め各委員会の正副委員長や、各委員等の選任がなされたところではありますが、新たな議会構成による議員皆様方のさらなるご活躍を心から祈念申し上げる次第でございます。

本日の臨時会での行政からの提出議案等は、専決処分の承認 8 件と人事の同意案件 1 件でございます。提案理由につきましては、その都度、説明させていただきますので、ご承認並びにご同意いただきますよう、よろしくお願

いをいたします。結びに、議員の皆様方におかれましては、議会の活性化とともに、地域の発展のためにますますご活躍されまして、町民皆様方の負託に应运えさせていただきますよう、心からお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

議 長 それでは、これから議事を続けますが、今後の議事日程につきましては、お手元に配布をいたしました追加議事日程（第1号の追加2）のとおりであります。

議 長 次に、追加日程第9、承認第1号「専決処分の承認（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第9回））」を議題といたします。本件について説明を求めます。

町 長 承認第1号「専決処分の承認（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第9回））」について、提案理由を説明申し上げます。

今回、専決処分をいたしました平成26年度川棚町一般会計補正予算（第9回）の内容であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,856万4千円減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を57億4,924万1千円にしたものでございます。

繰越明許費につきましては、今回新たに農業経営対策事業推進費ほか4件を繰越してございまして、その内容は第2表繰越明許費補正のとおりであります。この補正予算につきましては、平成26年度の年度内に議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付専決処分第3号におきまして、補正を行ったものであります。

そこで、この専決処分につきましては、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるとでございます。詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

企画財政課長 それでは内容についてご説明いたします。3枚目をお開きください。

まず平成26年度川棚町一般会計補正予算（第9回）の鑑になります。第1条第1項において、補正後の予算の総額を57億4,924万1千円とす

る旨規定をしまして、同じく第2項において、その補正の款項の区分及び金額並びに補正の金額は、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものと規定しております。

第2条においては、繰越明許費は4ページの第2表による旨を規定し、第3条において、地方債の補正は5ページの第3表による旨を規定しております。

それでは第2表繰越明許費と第3表地方債補正は後ほどご説明させていただくということでご了解を願ひまして、事項別明細の歳出からご説明をいたします。なお、今回の補正予算は3月末時点において、決算を見込んだうえでの不用額を減額したものや、補助事業等の事業費決定に合わせた増減が多くを占めております。そうした決算見込みに合わせた減額調整につきましては、簡略に説明させていただきたいと思ひますので、あらかじめご了解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは歳出からご説明いたします。47ページ、48ページをお開きください。

歳出、2款総務費でございます。2款総務費、総務管理費の7目情報通信基盤整備事業費、光ブロードバンド基盤整備事業費、これは執行残を見込んだ不用額の減でございます。

2項2目賦課徴収費、これも執行残を見込んだ減でございます。

4項2目長崎県議会議員一般選挙、これも3月までの事務にかかる執行残の減額でございます。次のページをお開きください。

3款民生費、1項1目におきまして、地域福祉基金費1万円の追加は、寄附の実績に合わせた積立金の追加でございます。

7目福祉のまちづくり推進事業費、これは実績を見越した減額でございます。

細目10、12、14、これはいずれもそれぞれの特別会計の補正に伴う減額調整でございます。

細節15の臨時福祉給付金支給事業費でございますが、これは事業完了に伴う不用額の減でございます。

2目障害者福祉費についてですが、7つの事業について減額をしておりますが、いずれにつきましても決算を見込んだ不用額の減額でございます。

3目老人福祉費でございますが、まず細目1老人福祉費、これも執行残の減額でございます。次のページをお開きください。

3目老人福祉費の続きでございます。細目の養護老人保護措置費ですが、これは入所実績による不用額の減でございます。

国民年金事務費につきましては、財源内訳の変動でございます。

2目児童福祉費、2項1目児童福祉総務費でございますが、この2つの事業は、いずれも決算を見込んだ不用額の減でございます。

2目児童措置費でございます。保育所運営費につきましても決算を見込んだ不用額の減でございます。次のページをお開きください。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費の母子保健事業費ですが、これも決算を見込んだ不用額の減でございます。

4目健康増進費、細目1の健康教育費、細目3の健康診査費、いずれも決算を見込んだ不用額の減でございます。次のページをお開きください。

6款農林水産業費でございます。1項3目農業振興費、こちら掲げておりますのは、すべて決算を見込んだ不用額の減でございます。

4目畜産業費でございます。この3つの事業も事業完了、あるいは実績による不用額の減でございます。

5目農地費でございます。この2つは、いずれも県営事業負担金でございまして、事業完了による不用額の減でございます。

2項林業費でございます。1目林業総務費、3目緑化推進費、林業総務費につきましては財源内訳の変更でございます。3目緑化推進費につきましては、実績に合わせた減額でございます。次のページをお開きください。

3項水産業費になります。1目水産業振興費、2目漁港管理費、3目漁港建設費、いずれも実績による不用額の減でございます。次のページをお開きください。

7款商工費でございます。1項3目観光費におきまして、繰出金の増、追加を行っております。これにつきましては、計上した860万5千円は、観光施設事業特別会計への繰出金であります。このことについて事情をご説明いたします。

これは観光施設事業特別会計における川棚大崎温泉、しおさいの湯の建設に伴い、平成17年に借り入れた町債の借り換えに伴う元金償還金にかかる

ものでございます。このしおさいの湯にかかる借入金につきましては、一般会計からの借り入れであるため、5年ごとに金利見直しを行う必要があり、今年3月末に借り換えを行うものとして、平成26年度観光施設事業特別会計当初予算において、歳入歳出とも借換債分として1億8,257万5千円の予算計上を行っておりましたが、銀行と借り換え手続きを進める中で、誤りであったことが判明しました。ただしくは、平成27年3月の元金償還後の残高は、1億7,388万円であり、当初予算に計上していた1億8,257万5千円は、3月の元金償還前の残高であったという次第であります。したがって、当初予算での計上額は、3月償還元金の869万5千円を余分に借りてしまうことになるものでありまして、これを改めまして、今回の観光施設事業特別会計補正予算（第4回）において、借換債としての歳入から869万5千円を差し引いて、1億7,388万円に減額を行い、歳入総額において不足する869万5千円について、一般会計から繰出しを行ったものでございます。これにつきましては、平成26年度観光施設事業特別会計の当初予算編成において、平成27年3月償還後の借入残高を取り違えてしまった誤りでございますが、この町債にかかる予算編成並びに今回の借り換えに関する事務につきましては、企画財政課において取り扱っているものでございまして、担当課長として心からお詫び申し上げる次第でございます。それでは次のページをお開きください。

8款土木費でございます。4項2目港湾建設費でございますが、港湾建設費の県営事業負担金でございまして、事業実績による減でございます。なお、歳入、町債借り入れの実績により財源内訳の変更も生じております。

5項3目公共下水道費でございます。これは歳入におきまして、下水道事業基金繰入金の減額を今回、歳入において行っておりますので、それに伴う財源内訳の変更でございます。

6項1目住宅管理費でございますが、これも財源内訳の変更でございまして、歳入の町営住宅使用料の増に伴う変更でございます。次のページをお開きください。

9款消防費でございます。1項2目非常備消防費におきまして、出動手当の実績に合わせまして減額を行ったものでございます。次のページをお開きください。

10 款教育費でございます。2 項1 目学校管理費におきまして、石木小学校施設改良費並びに小串小学校維持補修費、これは工事修繕の実績に合わせまして減額を行っております。次のページをお開きください。

11 款災害復旧費でございます。1 項1 目農地農業施設災害復旧費、これは歳入における町債借り入れの実績合わせまして、財源内訳の変更が生じたものでございます。次のページをお開きください。

12 款公債費でございます。1 項1 目元金、これは歳入の住宅使用料の増額に伴い財源内訳の変更が生じたものでございます。次のページをお開きください。

14 款予備費でございます。予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整を行ったものでございます。

それでは歳入についてご説明をいたしますので、9、10 ページをお開きください。

まず歳入の1 款町税でございます。1 項2 目法人町民税の中の税割分、これにつきましては、法人町民税の税割分に伸び悩んでおりまして、実績に合わせて減額を行っております。次のページをお開きください。

2 款地方譲与税からでございますが、この2 款地方譲与税から25 ページの10 款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3 月に入ってから決定額が示された譲与税、交付金、交付税について一律に決定額どおりの補正を行ったものでございます。いずれも特定財源ではない一般財源であり、歳出との関連もございませんので、これらにつきましては補正額をそれぞれご確認いただき、説明は省略ということでご了解いただきたいと思います。27 ページ、11 款分担金及び負担金をお開きください。

11 款分担金及び負担金でございます。1 項1 目民生費負担金の中の6 つの保育料を掲げております。これはいずれも各保育園の保育料について、園ごと歳入実績を見込み調整を行ったものでございます。

次に、養護老人ホーム入所徴収金でございますが、これは歳入実績の見込みに合わせて減額を行ったものでございます。次のページをお開きください。

12 款使用料及び手数料でございます。1 項4 目土木使用料のうち、公営住宅使用料並びに特定公共賃貸住宅使用料、これは増収が見込まれますの

で、追加で増を行ったものでございます。

13款国庫支出金、31ページでございます。国庫支出金につきましては、歳出の事業実績に基づき補助申請を行い、その交付決定あるいは確定に合わせて、それぞれ補正を行ったものでございます。つきましては、記載のとおりでありますので、個々の説明は省略とさせていただきたいと思えます。次に移ります。33ページ。

14款県支出金でございます。これも国庫支出金と同様に、それぞれ歳出事業実績に基づき補助金申請を行い、その交付決定または確定に合わせて補正を行ったものでございます。したがって、36ページまでは記載のとおりでございますので、個々の説明は省略ということでご了解いただきますよう、よろしく願いいたします。37ページに移ります。

15款財産収入でございます。2項1目不動産売払収入でございますが、土地売払い収入として追加を行っております。これは里道および水路の払い下げの実績が生じたので、その分、増を行ったものでございます。次のページに移ります。

16款寄附金でございます。1目一般寄附金、2目民生費寄附金、いずれも寄附の実績に合わせた増でございます。次のページに移ります。

17款繰入金でございます。繰入金につきましては、3月末時点において、決算剰余金を見込みましたところ、6千万円の減額が可能であると判断し、減額を行ったものでございます。下水道事業繰入金につきましては、4千万円の減額を行いまして、計にありますように、下水道基金繰入金はゼロということにしております。また、減債基金繰入金につきましては、2千万円の減額を行い、最終的な繰入金は4千万円となるものでございます。次のページに移ります。

19款諸収入でございます。4項4目過年度収入、これにつきましては実績により増を行ったものでございます。

5目雑入でございますが、これも実績により減額を行ったものでございます。次のページをお開きください。

20款町債でございます。これは3目農林水産債、4目土木債、7目災害復旧債、いずれもそれぞれ事業が完了いたしまして、借入額が確定いたしております。その実績に合わせて、それぞれ補正を行ったものでございます。

総額で330万円の減額、最終の借入総額は計にございますように、3億7,620万円となるものでございます。以上で、歳入についての説明を終わります。次に、第3表地方債補正について説明いたします。5ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。先ほどご説明いたしました歳入の20款町債の補正に対応するものでございます。それぞれ、差し引きますと、先ほどの減額と一致いたします。最終的な借入総額が3億7,620万円となるものでございます。それでは第2表繰越明許費補正についてご説明いたします。前のページをお開きください。4ページでございます。

第2表繰越明許費、平成27年度へ繰り越して使用する経費について説明いたします。すでに、いわゆる地方創生関係事業につきましては、3月の定例会において、第8回補正予算として繰越についてご決定をいただいておりますが、その後、表に掲げた5つの事業繰越について追加を行ったものであります。具体的な事業について上から順にご説明いたします。

まず農業経営対策事業推進費50万円につきましては、中山集落営農組合の農業経営法人化支援事業でございます。

2つ目の農村災害対策整備事業費660万円につきましては、中山の極の水溜め池改修工事でございます。

3つ目の社会資本整備総合交付金事業費1億380万円につきましては、町道東臨港線と上組西部線の歩道設置工事でございます。

4つ目の公共下水道費758万1千円につきましては、公共下水道事業特別会計において、繰り越して実施する管渠建設費にかかる一般会計繰出金でございます。

最後の補助災害復旧費210万円でございますが、林道虚空蔵線災害復旧工事でございます。

以上が、専決処分を行いました平成26年度川棚町一般会計補正予算（第9回）の内容でございます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 2 番 福 田 30、61、69ページに関して、この振り分けはそういうふうな決まりごとになっているのかお聞きしたい。

企画財政課長 ご質問にありました歳入における土木使用料、これが公営住宅使用料400万円の増と、特定公共賃貸住宅使用料150万円の追加を行っております。これにつきましては、決算統計による充当という処理を行っております、それぞれ61ページにございますように400万円、これは住宅使用料の増額でございますが、これは住宅管理の事業に充当するものとして充当しております。特定公共賃貸住宅使用料につきましては、69ページの公債費元金ですね、150万円ですが、これに充当するというところで、決算統計に合わせて処置を行ったものでございます。

4 番 久 保 田 20ページ。地方消費税交付金の1千万円近い減額でございますけれども、消費税が8%になったための購買力が下がったということでしょうか。

企画財政課長 お答えいたします。これにつきましては、当初予算におきまして、県で試算しました消費税8%への税率引き上げ、これにつきまして県の試算に基づき試算を行って1億6千万円としていたところでございます。しかしながら、久保田議員がおっしゃるようになりますね、4月に入りまして、非常に消費の低迷が出ております。参考までに申し上げますと、百貨店、スーパーの販売額ですが、4月の前年比の落ち込みが6.7%という状況でありまして、こういった消費の低迷というものが影響しまして、見込みよりも下回ったものと、そういうふうに判断しております。

8 番 波 戸 50ページの説明欄15、臨時福祉給付金の不用額なんです、これは申請にこれだけの額の方が来られなかったということで判断してよろしいでしょうか。

企画財政課長 参考までに交付実績については、私の方で査定の折に把握をしておりますので申し上げます。今回、減額をして190万2千円のうちですね、実際、該当者に支給する分につきましては19節でございます、内訳では161万円の減でございます。逆に言いますと、交付実績がですね、4,106万円という実績でございます。内訳としましては、定額交付、これは1万円の支給ですけれども、これが3,155名、したがって3,155万円でございます。そして、加算して交付する方、これが5千円の加算支給がございますが、これが該当者が1,890名でございます。94

5万円でございます。先ほど申し上げた4,106万円の支給実績があったということでございます。以上が、交付の実績でございます。

住民福祉課長 交付実績は企画財政課長が申し上げたとおりですけれども、その残が取りに来られなかった方の実績になると思いますけれども、人数の把握ははっきりしておりませんので、お時間をいただいて後で回答することにさせていただいてよろしいでしょうか。

議 長 人数はいいから申請に来なかったかどうかということに対して答えればよい。

住民福祉課長 申請に来られなかった方もいらっしゃることは間違いございませんので、後で詳しくお答えいたします。

4 番 久 保 田 54ページですね。健康増進費の健康診査費、ここが決算を見込んだ減額が110万円とありますが、到達しなかったのかどうか、健診率に到達したのかどうかですねお聞きします。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。4款衛生費の1項4目健康増進費における委託料110万円の減額分になりますけれども、この委託料につきましては、がん検診の委託料になります。がん検診の件数につきましては、25年度、26年度を比べて見ますと、落ち込んでいるところはございません。件数的には増えておりますけれども、当初予算の計上について余裕を持って計上しておりましたので、この金額を見込み額に合わせて減額をしているところでございます。

1 番 山 口 4ページの繰越明許の補正についてお尋ねしたいんですが、8款土木費ですね、いわゆる社会資本整備総合交付金事業で1億380万円と、非常に大きな繰越明許でございますが、この理由がですね、東臨港線及び上組西部線の歩道設置等の工事だと。そしたら、これだけ大きい繰越明許をせざるを得なかった理由とですね、本年度これが、果たして1億380万円ですか、この分の工事がそのまま予定どおり進捗するのかどうか、そこの見通しについてお尋ねしたい。

建 設 課 長 山口議員の質問にお答えいたします。まず、この繰越の理由ですけれども、先ほど東臨港線と上組西部線、この2本がありまして、まず、東臨港線につきましては、栄町の国道から福田盛岳堂さんの駐車場、木場屋燃料さんを通して百津踏切を渡って、下百津交差点までの100m、

ここにつきましては、用地買収が8件、物件移転の補償が7件あります。そのうち、用地買収は6件が買収済みでありますけれども、JRの踏切ほか1件を繰り越しをしております。物件移転補償につきましては、7棟のうちの5棟を補償済みです。2棟が繰り越しとなっております。この関係で、物件が移転した後に工事を着手ということになりましたことから、2月または3月に工事を発注しまして、契約して繰越をしたということでございます。

また、委託料につきましては、JRと協議をしまして、JR踏切の設計委託を行うようにしていただいておりますけれども、前後の工事がある程度進んでからということでありましたので、この分についても繰越をしております。東臨港線が約3,900万円、主なものは工事請負費ということになります。

続きましては上組西部線ですけれども、ここについては、上組の這上りバス停から中山の消防詰所まで1,170mあります。26年度につきましては、中山工区の方の用地買収及び物件移転補償を進めております。そのための説明会、用地の境界測量、境界立ち会い、幅杭の設置、確認、買収面積の確定までは終わっております。

現在、買収単価の提示のための鑑定評価と物件の補償のための調査を。これは契約をして繰り越してはおりますけれども、その調査を行っております。引き続き、上組工区の用地買収、それと物件移転を進める為の境界測量を行っております。

中山工区が用地買収が30件、物件移転補償が5棟、うち営業されている方が1棟ですね。それと上組工区につきましては、用地買収が25件、物件移転補償が5棟、うち営業が1棟あります。繰越額が約6,500万円ですね。主なものは、物件移転補償費というふうになります。

見通しですけれども、用地買収または物件補償につきましては、個人の財産を相談することでありまして、慎重に行わざるを得ないと思っております。鑑定評価、物件調査を行っておりますので、引き続き、その用地交渉を進めて行って、27年度内には、この分について契約、買収ができるように努力をしていきたいというふうに思っております。

3 番 三 岳 30ページの住宅使用料についてお尋ねをしたいんですが、これは当初予算といいますかね、それに比較しますと相当増えているという

ことだと思っております。ただこれはですよ、当初予算を収納率を低く見ておられたのか、例えばですね、滞納家賃等の収納対策をされて、こういう増額となったのかですね、理由をお聞きしたいと思います。

建設課長 三岳議員の質問にお答えいたします。当初予算につきまして、収納率を97から98%ということでみております。それに併せて収納率を上げるために努力をして、それ以上の収納があったというふうなことであります。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号「専決処分の承認（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第9回））」の採決を行います。

お諮りします。本案を承認することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第1号「専決処分の承認（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第9回））」は、承認することに決定をいたしました。

(14:38)

議 長 次に、追加日程第10、承認第2号「専決処分の承認（平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件について説明を求めます。

町 長 承認第2号「専決処分の承認（平成26年度川棚町国民健康

保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,434万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,982万9千円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは補正予算の内容について、事項別明細書にて説明いたします。歳出から説明いたしますので、18、19ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、歳入における一般会計からの繰入金減額により、財源区分を調整するものでございます。次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費につきましては、平成26年度保険給付額の確定により、給付額の歳出が確定いたしましたので、説明欄記載のとおり、それぞれ減額補正をしたものでございます。次のページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金については、歳入における国、県の負担分の交付決定によりまして、財源区分を調整するものであります。次のページをお願いいたします。

7款介護納付金、1項1目介護納付金につきましては、歳入における国、県の負担分の交付決定によりまして、財源区分を調整するものであります。次のページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、事業費確定によりまして減額補正したものでございます。

同2項1目疾病予防費につきましても、事業費確定により減額補正をした

ものであります。次のページをお願いします。

1 1 款諸支出金、1 項 3 目償還金は、会計検査の指摘によりまして、平成 2 3 年度国庫調整交付金の一部を返還するものであります。次のページをお願いします。

1 2 款予備費、1 項 1 目予備費は歳入歳出の見合いによりまして減額補正をしたものであります。次に歳入を説明いたします。6、7 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節におきまして決算見込み額に基づき補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、国からの交付決定により減額補正をするものですが、一般の医療給付費の算定におきまして、退職被保険者分及び保険基盤安定繰入金分、これらを算定の基礎額から差し引いていなかったことによりまして 4, 6 5 5 万 5 千円の減額となっております。

同じく 2 項 1 目財政調整交付金につきましては、国からの交付決定額によりまして減額補正をしたものであります。次のページをお願いいたします。

4 款県支出金、2 項 1 目財政調整交付金につきましては、国庫負担金と同様、県の交付決定に基づき減額をするものです。次のページをお願いいたします。

5 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金は、退職者医療療養給付費交付金でありまして、支払基金からの交付決定額に基づき補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、説明欄に記載している事業部において、決算見込み額により補正をしているものでございます。また、2 項 1 目財政調整基金繰入金は、歳入予算の 3 款国庫支出金、4 款県支出金等におきまして、当初の見込み額より減少しているために、予算の不足分として財政調整基金を 3, 5 0 0 万円取り崩すこととし、補正を計上しているところでございます。昨年の 1 2 月の議会におきまして、国保税率の改定について採決をしていただいたところです。その折、今後の財政調整基金

の取り崩し額については、2千万円程度を見込み、改定によりまして2千万円を1千万円の取り崩しで、国保の財政運営を図っていきたい旨ご説明をしておりました。今回、このような取り崩しの額となりまして、基金の保有高も約4,100万円となっております。大変厳しい状況であります。療養給付費や国、県の支出金等の見通しが甘かったのが一因でありますけれども、至急、今一度財政を精査をいたしまして、国民健康保険運営協議会等の意見を聞きながら、国保税の税率改定につきましても議会の方に提案せざるを得ない状況であると考えております。次のページをお願いいたします。

1 1 款 諸収入、1 項 1 目 一般被保険者納付金は、決算見込み額により補正したもので、3 項 雑入、1 目 一般被保険者第三者延滞金につきましては、交通事故による第三者納付金の受け入れが発生し、補正をするものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

2 番 田 口 15 ページです。財政調整基金繰入金の説明に関連してですね、基金の残高が4,100万円に落ち込んでいるということで、税率改定を提案せざるを得ないという説明がございましたけれども、その税率改定は、いつからされるということになるのでしょうか。来年度からなのか、今年度途中からなのかとか、そこらへんをお聞かせいただきたいと思っております。

健康推進課長 田口議員のご質問にお答えいたします。税率改正の時期でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、今後の見込みにつきまして、もう一度きちんと精査をして、国民健康保険の運営協議会等にもお諮りをして、税率を改定しなければいけないと思っておりますので、今のところ来年度分から税率改定をしたいと考えております。以上です。

3 番 三 岳 関連してお尋ねをしたいんですが、トータルでいきますと5,500万円の取り崩しということになるわけですね。先ほど、課長の説明では4,100万円しか残らないということでもありますので、医療費等が26年度並みの推移をしたときには、おそらく基金全部を取り崩しても赤字になる可能性が秘められているんじゃないかという気がするんですね。そうしますと、今言われたように、年度途中のですね、税の改定というのはなかなか

厳しいと思うんですが、そうなれば借入等になるのかなという気もするんですが、そこらへん、もう少し27年度の運営がどうなるのかですね、見直しをお聞かせいただきたいところです。

健康推進課長 三岳議員の質問にお答えいたします。27年度の見通しでございますけれども、先ほど申し上げたとおり5,500万円の基金を取り崩した場合、財政調整基金の残額が約4,100万円ということになります。こういった大変厳しい状況でありまして、27年度の予算で見ていくとですね、27年度は絶対大丈夫ということとは言えないんですけれども、大変厳しい状況にあるんですけれども、27年度まではなんとか大丈夫じゃないだろうかと考えております。ただ先ほど言いましたように、インフルエンザであるとか、特別な疾病が流行った時に医療費が莫大に上がった時には、大変厳しい状況になるというのは、もう見えていますので、先ほど言われた年度中の改定については、大変難しいところがあると思いますけれども、そういった27年度の運営、それ以後の運営についても今後、もうちょっと精査をさせていただくために、ちょっと時間をいただきたいと思っております。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号「専決処分の承認（平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案を承認することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第2号「専決処分の承認（平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」は、承認することに決定いたしました。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(14 : 54)

(…休 憩…)

(15 : 10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、住民福祉課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

住民福祉課長 先ほどの波戸議員の質問に、後ほどということでしたので回答いたしたいと思います。

先ほど、臨時福祉給付金のマイナスの減額の方は、未支給の方の分かというご質問でございました。最終的に支給対象者数が3,296人です。それで実際に申請をされた方が3,155人でした。それと、加算対象者数が1,942人、支給をしましたのが1,890人となっております。残りの方が取りに来ていらっしゃらないということになります。以上です。

議 長 次に、追加日程第11、承認第3号「専決処分の承認（平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）」を議題とします。本件について、説明を求めます。

町 長 承認第3号「専決処分の承認（平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ38万4千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,230万5千円にしたものでございます。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳入から説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合による試算見込み額により減額補正したものであります。次のページをお願いいたします。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金につきましては、広域連合から健康診査委託料として一般会計へ受け入れておりますけれども、健康診査の実績により一般会計からの繰入金を減額補正したものであります。次のページをお願いいたします。

5款諸収入、3項2目雑入につきましては、後期高齢者制度の広報に対する後期高齢者医療制度特別対策補助金の額の決定により補正したものであります。次に歳出をご説明いたします。12、13ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、先ほど歳入で説明いたしました健康診査委託料特別対策補助金に対する事務費などを補正したものであります。次のページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入1款保険料で説明いたしました保険料の見込み減額に伴い、広域連合への納付金額を減額補正したものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第3号「専決処分の承認（平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本案を承認することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第3号「専決処分の承認（平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定いたしました。

(15:16)

議 長 次に、追加日程第12、承認第4号「専決処分の承認（平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件について、説明を求めます。

町 長 承認第4号「専決処分の承認（平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明いたします。

平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ336万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,953万8千円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長

から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

2款保険給付費における1項1目介護サービス等諸費、ここから同項の6目特定入所者介護サービス等費までにつきましては、平成26年度の保健給付費の支出額が固まりましたので、説明欄に記載しているとおり、給付費等をそれぞれ減額補正したものであります。また、財源の内訳の補正につきましては、保険給付費の額の決算額を見込みまして、それぞれの増減額をしたものであります。次のページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防事業費及び2目包括的支援事業任意事業費につきましては、それぞれの地域支援事業の執行見込み額によりまして、それぞれ減額をしたものであります。

同じく3項1目指定介護予防支援事業費につきましては、介護予防プランの事業所への委託料を実施見込みによりまして減額補正したものであります。次のページをお願いいたします。

8款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正をしたものであります。なお、この予備費につきましては、平成27年度において、国、県などに精算、返還することとなる財源分も含んでおります。次に歳入をご説明いたします。6、7ページをお願いいたします。

8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金につきましては、平成26年度保険給付費等の確定によりまして、町の給付費の負担分が固まりましたので、一般会計からの繰入不用額が生じてまいりました。その額を減額補正したものでございます。

同じく2目地域支援事業繰入金は、歳出で説明いたしました地域支援事業費の減額により、一般会計からの繰入額を減額補正したものであります。次のページをお願いいたします。

10款諸収入、2項1目介護予防サービス費収入は、要支援認定者のサービス計画費収入であり、事業見込み額により減額したものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろ

しくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

4 番 久保田 11 ページです。2 款保険給付費の方がすべてマイナスになっていますが、これは高く見込まれたものなのか、認定者が減ったのか、それとも利用が抑えられたのかお聞きしたいと思います。

健康推進課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。歳出における 2 款の保険給付費につきまして説明欄に記載しているとおり、全てにおいて減額補正をしておりますが、これにつきましては余裕を持って当初予算において予算を計上しておりますので、決してサービスが使いにくいことであるとか、認定者が少なくなったという原因ではございません。

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第 4 号「専決処分の承認（平成 26 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））」の採決を行います。

お諮りします。本案を承認することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号「専決処分の承認（平成 26 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））」は、承認することに決定しました。

(15 : 24)

議 **長** 次に、追加日程第 13、承認第 5 号「専決処分の承認（平成

26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。本件について説明を求めます。

町長 承認第5号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由を説明いたします。

平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）につきましては、議会において議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付、専決処分第7号におきまして補正を行ったものであります。そこで、この専決処分について、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

補正の内容についてであります。歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の組み替えを行ったものであります。詳細につきましては、地域政策課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

地域政策課長 まず説明に入ります前に、議案書の配布が遅れましたことをまずもってお詫び申し上げます。

それでは承認第5号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回）」についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、4ページをめくっていただき、歳入歳出補正予算事項別明細書、下に3ページと記入されているものをご覧ください。

総括の歳入におきましては、1款の繰入金に869万5千円を増額し、3款の町債を869万5千円減額するものでございます。1枚めくってください。4、5ページになります。

2款公債費の補正額はゼロですが、右のページの補正額の財源の内訳で、歳入予算に合わせまして地方債を869万5千円減額し、一般財源を869万5千円増額するものでございます。なお、歳入歳出予算の総額に変更はありません。8、9ページをお開きください。

3款町債、1項2目借換債でございます。先ほど、一般会計の説明にもありましたとおり、川棚大崎温泉しおさいの湯の地方債の借り換えにおいて、

借換債の借入額を誤ったことにより 869 万 5 千円を減額しております。1 ページ戻ってください。

また、6、7 ページの 1 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金におきましては、歳入総額において不足する 869 万 5 千円を一般会計から繰り入れるものでございます。10、11 ページをお開きください。歳出でございます。

2 款公債費、1 項 1 目元金は、先ほどもご説明した内容と同様ですが、補正額はゼロですが、補正額の財源の内訳、地方債と一般財源、それぞれ 869 万 5 千円を増減するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、今回の借り換えにかかる誤りに対し、本特別会計の担当課長として、重ねてお詫び申し上げます。以上、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第 5 号「専決処分の承認（平成 26 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 4 回））」の採決を行います。

お諮りします。本案を承認することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第5号「専決処分の承認（平成26年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定をいたしました。

（15：30）

議 長 次に、追加日程第14、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。本件について説明を求めます。

町 長 承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」について、提案理由を説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が、本年3月国会で成立し、3月31日法律第2号として公布されたところであります。そこで、この法律改正に伴いまして、川棚町税条例等の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、法律が原則、平成27年4月1日から施行されることになりまして、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものであります。改正の内容につきましては、このあと税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

税 務 課 長 それではご説明いたします。今回の改正につきましては、ただいま町長が申し上げましたように、地方税法等の一部が改正されたことによるものでございます。改正の概要につきましては、先の3月定例会最終日にご説明させていただきましたが、平成27年度の税制改正を総括的に申し上げれば、現下の経済情勢を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方再生への取組み、経済再生と財政健全化の両立ということでありまして、具体的には次に申し上げる3点をはじめとする地方税制の改正を行うものでございます。

まず1つ、地方団体に対する寄附金、ふるさと納税のことでございます。これにかかる個人住民税の寄附金税額控除の拡充を行うというもの。

2つに、軽自動車税について、環境負荷軽減のためにグリーン化特例を導入し、併せて昨年引き上げた二輪車等の税率適用年度を一年延期し、平成28年度以後とするというもの。

3、固定資産税については、土地にかかる負担調整措置が講じられていますが、これを引き続き3年間延長するということです。

この3つのほかに、身体障害などに起因する町税の減免期限申請については、納期限7日前から納期限日に見直しを行い、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございます。この施行に伴い、文言の修正などがありますので、これに対応した改正ということになるかと思えます。

議案の後に付けております新旧対照表で順次説明をさせていただきます。議案の途中から横開きになっている分をご覧くださいと思います。新旧対照表でございます。

新旧対照表は、右側が改正前、左側が改正後というふうに見ていただきたいと思えます。なお、今回の改正におきましては、条項の整理や文言の修正については、説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。なお、本改正は、ご覧のとおり、1ページの左上にあります、第1条、そして第2条と条立てによる構成となっておりますので、まずお知らせをしておきます。

第1条の改正は、1から2ページにかけて、本則、第2条用語であります、これはマイナンバー法の施行による文言修正となっております。6ページをご覧ください。

第51条、町民税の減免でございますが、これにつきましては減免申請期限については、納期限の10日前と従前いたしておりましたが、今回、納期限日に改めるものでございます。

固定資産税の減免が8ページ、第71条に出てまいります。

軽自動車の減免が10ページ、第89条でありまして、11ページ、第90条においては、身体障害者等に対する減免を同様に改めるものでございます。

14ページ、附則第7条の3の2は、個人住民税における住宅ローン減税を2年間延長をするものでございます。

14ページの後段から15ページにかけて、附則第9条から同第9条の2、個人の町民税の寄附金控除額にかかる申告の特例についてでございます、これはふるさと納税の控除を受けるための申告と特例を設けたもので

ございます。現行では、控除を受けるためには、確定申告が必須でしたが、給与所得者については、市町村間での書類送致により、ワンストップサービス化を行うものでございます。

16ページからの附則第10条の2については、平成23年度から固定資産税への課税標準額を、法律の定める範囲内で特定の項目について減額する仕組み、すなわち「わがまち特例制度」が導入されておりますが、今回改正では、ご覧の12項で記すサービス付高齢者向け賃貸住宅にかかる固定資産税の減免措置について、税額を最初の5年間3分の2の範囲で減額する措置を定めております。この項は、現行ではまだ該当はありませんが、今後の動きによっては新設該当のケースとなることが考えられます。

その他の項につきましては、津波防災地域づくりなど、本町には該当はありませんので、説明をこれにとどめます。

附則第11条から13条までは、土地にかかる負担調整措置を3年間延長するものであり、具体的には土地の税負担についての高いところを引き下げ、低いところを上げることでばらつきの幅を狭めていくやり方を継続いたします。

24ページ、附則第16条は、軽自動車税の税率の特例でありまして、一定の環境性能を有する四輪車等について、その排出ガス性能及び燃費性能に応じたグリーン化特例、軽課と申します。の規定を創設するものでございます。ご覧の第16条第1項が、100分の75減額、これは電気あるいは水素自動車等になるかと思えます。それに準じまして、第2項が100分の50減額、第3項が100分の25減額というふうになっております。

25ページ、附則第16条の2は、町たばこ税の税率の特例であります。改正においては削除となっております。これは、たばこ税、三級品の税率特例が現行までありましたが、これを廃するものでございまして、これに代わって後ほど言います附則第5条において、今後3年間の限定税率を定めるものでございます。

27ページ、ここから第2条による改正に入りますが、これは今回、この分につきましては、平成26年3月31日に改正しました本条例において、平成27年度から適用とされていた原付自動車、二輪車及び農耕用車について税率改正を1年間延長するものでございます。

以上が、新旧対照表の説明でありましたが、ここで、条例改め文の 8 ページをご覧ください。

附則であります。本条例改正は第 1 条において、施行期日を平成 27 年 4 月 1 日としておりますが、但し書きにおいて、第 1 号で平成 26 年 4 月改正のうち、軽自動車税の税率改正に伴う部分で、これを公布の日、すなわち平成 27 年 3 月 31 日としております。2 号については説明を省略します。

3 号で、町民税納税義務者の規定、軽自動車税の経過措置、たばこ税経過措置について、平成 28 年 1 月 1 日としております。

4 号で、各項目、マイナンバー法の施行の日、すなわち平成 28 年 1 月 1 日とするものでございます。

第 2 条においては、町民税に関する経過措置、3 条において固定資産税に関する経過措置を記しまして、4 条においては、軽自動車税に関する経過措置、5 条で町たばこ税に関する経過措置、7 条で入湯税に関する経過措置を記しております。

以上、長くなりましたが、よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 ここで、会議の時間延長をいたします。

(15 : 47)

議 長 これから質疑を行います。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

4 番 久保田 承認第 6 号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」に対する反対討論を行います。

条例は、消費税 10% への引き上げの時期の変更に伴うもので、経過措置としては賛成できるところもあります。しかし、どれだけ景気が悪くても 2017 年 4 月には消費税増税が実施されることになっています。また、納税義務者にとっては、個人を識別するための個人番号を町長に対して提出しなければならないとしています。個人番号、いわゆるマイナンバー制は、社会

保障、税、災害対策に対して利用するとされていますが、総務省の許可を受けなければ民間企業でも利用され、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、源泉徴収や社会保険などに使うこととなります。税金に関する情報のほか、国民年金、国保、後期高齢者、介護保険、健康管理、生活保護、障害者福祉、児童福祉など、町民個人の情報が一つの番号ですべて網羅され、国に一括管理されることとなります。町民の方に十分理解されているとは思いません。よって反対します。

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

2 番 田 口 この条例改正は、地方税法の改正に伴う技術的な改正が大部分であろうと思いますし、地方税法の改正においても、例えばふるさと納税の税金控除の拡充といったようなものなど、評価できるものがあると思います。固定資産の土地負担調整の延期や、そういう評価できる内容でもあると思いますので、私は賛成いたします。

議 _____ 長 他に反対討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 他に賛成討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ 長 起立多数です。したがって承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

議 長 次に、追加日程第 1 5、承認第 7 号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件について、説明を求めます。

町 長 承認第 7 号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等改正案が、平成 2 7 年 3 月 3 1 日に国会で可決成立し、3 月 3 1 日公布、4 月 1 日から施行されたところであります。そこで、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る 3 月 3 1 日付で地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分により改正しましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは改正をいたしました内容について説明いたします。

初めに、本日お配りをいたしました国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しという資料をお配りしております。今回の改正の概要でございますけれども、1 つとして、国民健康保険税の課税限度額を見直す。2 つ目として、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏まえ、所要の見直しを行うこととされております。下の方にイメージ図が載っておりますけれども、今回の改正につきましては、この内容で改正しております。それでは新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第 2 条第 2 項は、基礎課税額を規定しているところですが、課税限度額を 5 1 万円から 5 2 万円に改正するものです。同条第 3 項は、後期高齢者支援金等課税額を規定しているところですが、課税限度額を 1 6 万円から 1 7 万円に改正するものです。

同条第 4 項は、介護納付金課税額を規定しているところですが、課税限度額を 1 4 万円から 1 6 万円に改正するものであります。

第 2 3 条につきましては、国民健康保険税の減額について規定してござい

す。

第1項の改正につきましては、第2条でご説明いたしました限度額の改正部分によるものです。次のページをお願いいたします。

第2号の改正は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を24万5千円から26万円に引き上げ、第3号の改正は、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を45万円から47万円に引き上げるものであります。

第2号、第3号、いずれも低所得者に対する軽減を拡大する基準の見直しを図るものであります。改正文の附則をご覧ください。

附則第1条は、この条例の施行期日について、平成27年4月1日から施行するとしております。

第2条は、適用区分として、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

また、第3条においては、平成25年10月に改正した条例の附則を改正するものであります。新旧対照表の2枚目をお開きください。

今回の地方税法等の改正によりまして、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分について、施行期日を平成28年1月1日施行とするものであります。

第2条につきましても、先ほど説明いたしました理由によりまして、第2項において適用区分をそれぞれ定めております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

4 番 久 保 田 国保の世帯数とですね、それから賦課限度額変更の対象世帯がどのぐらいで何パーセントに当たられるのか。それともう一つは、これを専決処分と出される前に、国民健康保険運営協議会に諮られたのかどうか、2つお尋ねします。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。

まず、この改定につきまして国民健康保険運営協議会には諮っております。

ん。それから対象世帯数ですけれども、3つ、医療、後期、介護それぞれの対象がございますので、一概には言えませんが、医療と後期につきましては、2,273世帯がございます。パーセントは、はじき出しておりませんが、医療に対しての軽減措置については、5割軽減世帯が369世帯となります。2割軽減世帯が312世帯、後期支援分につきましては、5割軽減世帯が369世帯、2割軽減世帯が312世帯、それから介護につきましては、5割軽減世帯が146世帯、2割軽減世帯が146世帯となります。これはあくまでもシミュレーションにおける数字でございます。世帯数については、27年の4月1日現在、所得等につきましては26年度分の所得においてシミュレーションで計算をしております。以上です。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

4 番 久 保 田 承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」に対する反対討論を行います。

川棚町の国民健康保険料は、すでに高い状況にあります。去年は介護分、後期支援分共に2万円の引き上げが行われ、賦課限度額は77万円から81万円となっています。そして今回、介護分、後期支援分に引き上げが決まっております。今回の条例改正によって2年連続で総額4万円の引き上げで、賦課限度額が85万円になります。2年で8万円の賦課限度額の引き上げは、あまりにも大きすぎると言わざるを得ません。国民健康保険運営協議会や議会に諮られることなく、賦課限度額が変更されることは大きな問題があると思います。限度額を引き上げることで、中低所得者の負担軽減が図られると言いますが、限度額を引き上げられる世帯も必ずしも高所得世帯ではなく、重い国保負担となっていると考えます。国民健康保険の被保険者間で負担割合を変えることで、中低所得者の国保引き下げを解決することはできません。賦課限度額の引き上げではなく、町が町民の生活を守る立場から、一般会計からの法定外繰り入れを行う、また国、県に対しては、法的負担金の増額を求めるべきとして反対討論とします。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 番 山 口 国民健康保険の制度そのものはですね、お互いに応分の負担をすることによって、安心して医療が受けられる制度であろうと。これを維

持していくためにはですね、それぞれ応分の費用を負担しましょうと、そして、初めて成り立つんだらうと。単に、個人の負担は確かに安い方がいいというのはそれぞれの考え方かもしれませんが、この負担を軽減することによってですね、国民健康保険の制度がなくなるということはですね、非常に難しい問題が絡んでおると。それぞれ国民健康保険税の見直しというのも、この国民健康保険を維持することによってですね、お互いが、いわゆる安心して医療を受ける制度であると、そのように考えて賛成をいたします。

議 _____ **長** 他に反対者の討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 賛成者の討論はありませんね。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(16 : 04)

議 _____ **長** 次に、追加日程第16、承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件について説明を求めます。

町 _____ **長** 承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

川棚町介護保険条例の保険料率及び多段階化につきましては、3月の定例議会において可決していただいたところであります。

今回の国の制度改正の施策として、第1号保険料の多段階化、保険料の軽減強化がありますが、3月議会においては、政令の公布がなされていなかったため、軽減強化分については、政令公布後専決等で対応したい旨説明をしておりました。この度、4月10日に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されましたので、これに伴い、川棚町介護保険条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る4月10日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。なお、詳細につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは、川棚町介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

先ほど町長が説明したとおり、国の制度改正があり、その主要施策として、1つが所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、第1号保険料の多段階化、そしてもう一つが、新たな公費負担による軽減の仕組みを導入する保険料の軽減化であります。保険料率及び多段階化につきましては、3月の定例議会において可決していただいたところですが、この度、国の平成27年度予算が成立したことにより、介護保険法施行令の一部を改正する政令が4月10日に公布されました。これに伴い、軽減強化分について、川棚町介護保険条例の一部を改正したものであります。それでは新旧対照表で説明いたします。また、本日配布をしております第1号保険料多段階化、軽減強化に関する資料も併せてご覧いただければと思います。

新旧対照表の第3条でございますが、保険料率でありまして、新たな項として第2項を新設しております。先ほど説明いたしました保険料の軽減強化分にあたりますが、本来、第1項第1号に掲げる第1号被保険者、これは生活保護受給者、それから低所得者にあたりますけれども、この対象となる方の保険料は、保険料基準額の負担割合0.5の額、3万1,800円となっておりますけれども、この分を平成27年度から29年度の間は、負担割合

を0.45の額、2万8,620円とすることを規定しております。また、附則の改正として、第8条の新設としております。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための、関係法律の整備等に関する法律におきまして、介護保険法によります新たな地域支援事業の実施の猶予として、経過措置が設けております。その経過措置の期間を条例で定めるものです。

第8条の第1項は、介護予防日常生活支援総合事業、第2項は、生活支援体制整備事業、第3項は、在宅医療介護連携推進事業、第4項は、認知症施策推進事業でありまして、それぞれの事業について国に準じた経過措置期間を定めております。またこの条例の施行期日ですが、公布の日から施行するとしております。ただし、附則の第8条の規定につきましては、平成27年4月1日から適用するとしております。

また、保険料の適用は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度の分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

4 番 久 保 田 承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」に対して、反対討論を行います。

第5期の1段階、2段階の方は引き下げられており、軽減を認め評価します。しかし、新2段階以上の方は、非課税対象者であれすべて値上げされております。また、生活保護者からも徴収することは変わっておりません。

保険料を払いながら、利用料も払わなければならない年金生活者、介護認定者にとっては厳しい内容と言わざるを得ません。よって私は反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 3 番 村 井 この保険料の多段階化というのは、先の3月定例会でも可決

しておりました、その後、国の制度化に伴い予算措置等も確定した中で、さらにこの軽減措置の強化に努められていると判断いたしますので賛成いたします。

議 _____ 長 他に反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 賛成者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ 長 起立多数です。したがって、承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(16 : 14)

議 _____ 長 次に、追加日程第17、同意第2号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

この議題の審議においては、地方自治法第117条の規定によって、福田徹議員が除斥の対象となります。福田徹議員の退場を求めます。

(福田議員退場)

議 _____ 長 本件について説明を求めます。

町 _____ 長 同意第2号「川棚町監査委員の選任について同意を求める

件」について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員の内から選任する監査委員として、これまで田崎一幸氏を選任しておりましたが、議員の任期満了に伴いまして、監査委員の任期も先月29日で終了したところであります。そこで、新たに福田徹議員を選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

福田議員は、議案に記載しておりますように、川棚町城山町63番地にお住まいで、昭和28年5月13日生まれの62歳に到達されております。

平成15年4月30日から現在まで、川棚町議会議員としてご尽力され、誠実な人柄で、これまでも鋭意議員活動等に取り組んでいただいております。適切にその役割を果たしていただけるものと思っておりますことから、監査委員として適任と認め、ご提案するものであります。

以上、提案いたしますので、ご審議の上ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって同意第2号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

(16:18)

議 長 ここで、福田徹議員の入場を許します。

(福田議員入場)

議 長 ただいま、福田徹議員が議席に戻られましたので、監査委員の選任については、同意されたことをお知らせします。

議 長 先ほど、お手元に配布しましたとおり、議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第18として審議したいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件は、緊急を要する事務と認め、日程に追加し、追加日程第18として審議することに決定をいたしました。

議 長 追加日程第18「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長から川棚町議会会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(1 6 : 2 0)

議 _____ 長 ここでお諮りをいたします。本臨時会において、議決されました案件につきましては、議決の結果生じました条項、字句、数字、その他について整理を要するものがあつた場合は、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

これを持ちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。一般選挙後、初めての会議でありましたが、議会構成、その他重要案件について、大変熱心に慎重審議をいただきありがとうございました。

会議を閉じます。平成27年5月川棚町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 6 : 2 1)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

臨 時 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____